

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正するも
のとする。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。